

第三次甲州市行政改革大綱

- 甲州市行政改革推進プログラム -

中間見直し版



山梨県 甲州市

平成31年 3月

目次

第三次行政改革大綱の中間見直しにあたって

Ⅰ 甲州市の人口及び財政状況と職員の定員管理	
1 甲州市の人口状況	1
2 甲州市の財政状況	3
3 職員の定員管理	13
Ⅱ これまでの行政改革の取組	
1 総合計画とこれまでの行政改革の取組	14
Ⅲ 行政改革の基本方針	
1 基本方針	15
2 協働・成果・効率・安心とは	
(1)協働(市民協働の推進)	15
(2)成果(職員のスキルアップ)	16
(3)効率(業務改善)	16
(4)安心(健全財政の維持)	17
Ⅳ 改革の進め方	
1 推進体制と取組の姿勢	18
(1)庁内の推進組織	18
(2)民間委員による検討組織	18
2 計画期間	20
3 実施計画の策定	20
Ⅴ 行政改革の内容	
1 協働	21
(1)市民と市政との情報の共有化	21
①電子化・情報化の推進	
②情報の共有化	
(2)市民と行政の協働に基づく行政サービスの充実	21
①市民提案型協働のまちづくり事業の推進	
②行財政改革貢献型市民提案制度の創設	
③広聴・広報活動の充実	
(3)男女共同参画の推進	22
①「フルーティー夢プラン」に沿った推進	
(4)良好な生活環境・安らぎのある景観の整備	22
①良好な環境・景観等の保持の取組	
(5)甲州市の魅力を市民とともに全国にPRする取組の促進	22
①地域力の向上	
②甲州市の魅力や特性のPRの促進	
③インターネットを活用した地域情報発信	
2 成果	
(1)組織・機構の見直し	23
①時代に即応した組織体制の整備	
②定員管理・給与体系の適正化	

(2)職員の資質向上……………	23
①職員全体のレベルアップ	
②幅広い行政能力・専門知識の習得	
③意欲を持ち、市民に信頼される職員の育成	
④人材育成の推進	
(3)人事評価制度の確立……………	24
①人事評価制度の取組の推進	
3 効率	
(1)市役所窓口における接遇等のさらなる向上……………	25
①わかりやすく、早く、やさしい窓口対応の推進	
(2)指定管理者制度、民間委託等の推進……………	25
①指定管理者制度の活用	
②民間委託等の推進	
(3)事務事業の見直し……………	25
①事務事業評価シートによる業務改善	
4 安心	
(1)公共施設マネジメントの推進……………	27
①公共施設マネジメントの推進	
(2)新しい財源の検討……………	27
①新しい財源の検討	
(3)適正な債権管理の推進……………	27
①各種税金の収納率の維持および向上	
②未収金の解消	
(4)外郭団体等の見直し……………	28
①社会福祉協議会の経営の見直し	
②外郭団体(社会福祉協議会等)への職員派遣の見直し	
③土地開発公社の廃止	
(5)経費節減等による健全な財政運営……………	28
①財政の効率化・健全化	
②経常経費の節減	
③補助金及び負担金の見直し	
(6)特別会計等の経営健全化……………	28
①効率的運営と透明性の確保	
②水道事業	
③下水道事業	
④病院事業	
⑤ぶどうの丘事業	
⑥国民健康保険事業	
⑦介護保険事業	
⑧訪問看護事業	
資料編……………	31

第三次行政改革大綱の中間見直しにあたって

本市ではこれまで、平成 18 年 8 月に集中改革プラン、同年 11 月には第一次行政改革大綱（計画期間：平成 18～22 年度）を策定し、「協働・成果・効率を重視した市民の視点による甲州市政の推進」を基本理念に、行政サービスの抜本的見直しや市民・ボランティア団体との協働、簡素・効率的な行財政システムの構築を目指して改革を進めました。その結果、特に職員の定員管理などを中心に改革に取り組み、財政的に大きな効果が得られました。



平成 23 年 3 月には第二次行政改革大綱（計画期間：平成 23～26 年度）を策定し、第一次大綱の基本理念に「安心」を加え、「協働・成果・効率・安心を重視した市民の視点による、夢と希望をもち、安心して住み続ける甲州市政の推進」とし、市民の誰もが、将来に夢と希望をもち、安心して住み続けることができる甲州市づくりをすすめることとし、取り組んでまいりました。

このような継続的な取組の間にも、少子高齢化や人口減少の進行、地方分権の進展に伴う国・県からの権限委譲、住民の価値観の多様化による行政ニーズの複雑化等、社会経済情勢は劇的に変化し、また、地方交付税の段階的縮減等により、財政状況はより厳しさを増してきました。

このような状況に対応するとともに、財政運営の更なる健全化を推進するため、平成 27 年度から平成 33 年度までを計画期間とする第三次行政改革大綱を策定し、改革推進プログラムに取り組んでいるところであります。

平成 30 年度は、第三次行政改革大綱の計画期間の中間年度にあたり、大綱策定当初より中間見直しの実施年度としていましたので、これまでの取組の成果と課題を十分に検証し、また、社会経済情勢の変化や第 2 次甲州市総合計画との整合性を踏まえた上で、大綱策定当初の目標に向かい更なる改革を推進するため、中間見直しを行いました。

今後も全職員が一丸となり、達成すべき目標をしっかりと見定めた上で行政改革に取り組み、持続可能な行財政運営を展開してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

結びに、今回の中間見直しにあたり、それぞれの見地から活発なご審議をいただきました第 6 期行政改革推進委員の皆様並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

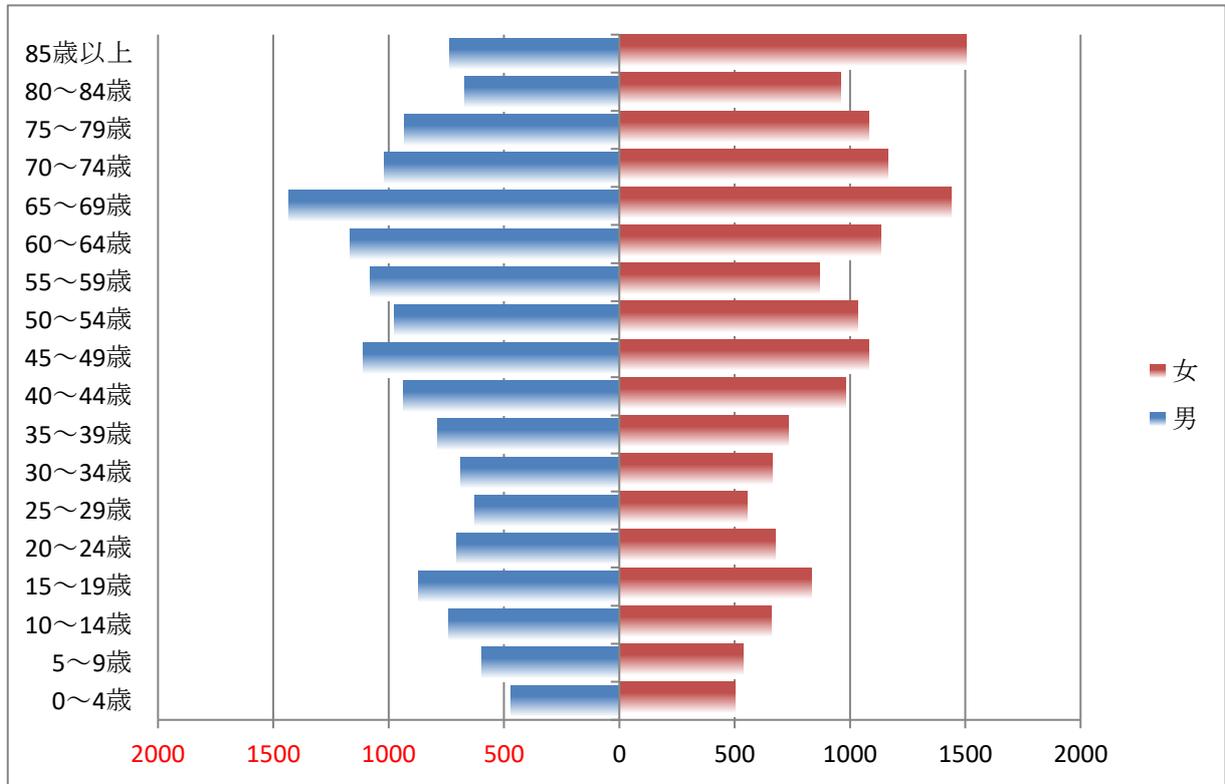
平成 31 年 3 月

甲州市行政改革推進本部 本部長

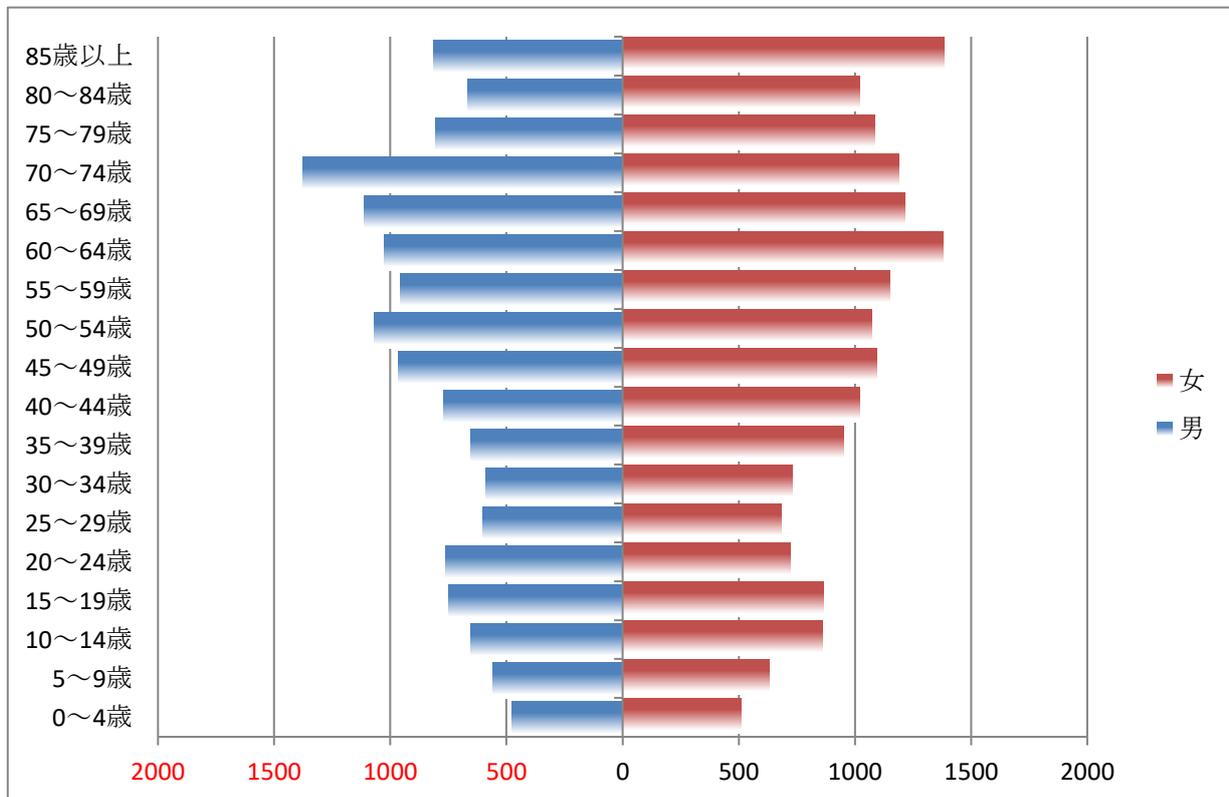
甲州市長 田辺 篤

I 甲州市の人口及び財政状況と職員の定員管理

1 人口状況

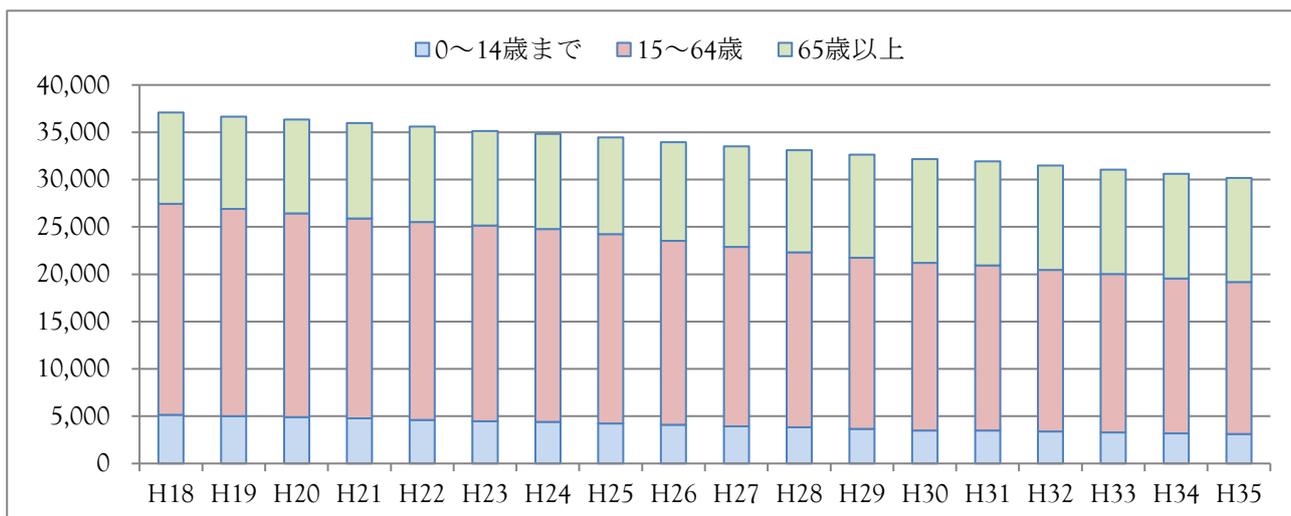


平成 30 年 4 月 1 日現在 (住民基本台帳から)



平成 34 年 4 月 1 日 (第 1 次総合計画見直し策定時人口推計から)

甲州市人口三階層区分の推計



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
0~14歳まで	5,147	5,001	4,897	4,773	4,609	4,454	4,393	4,234	4,105
15~64歳	22,288	21,888	21,534	21,132	20,895	20,682	20,382	20,015	19,416
65歳以上	9,651	9,763	9,925	10,072	10,090	10,011	10,063	10,220	10,432
合計	37,086	36,652	36,356	35,977	35,594	35,147	34,838	34,469	33,953

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
0~14歳まで	3,934	3,818	3,645	3,502	3,489	3,387	3,287	3,186	3,126
15~64歳	18,947	18,498	18,099	17,714	17,441	17,088	16,733	16,378	16,036
65歳以上	10,622	10,796	10,906	10,936	10,989	11,010	11,030	11,049	11,007
合計	33,503	33,112	32,650	32,152	31,919	31,485	31,050	30,613	30,169

注：各年4月1日時点。外国人登録法が廃止され、平成24年7月9日から外国人においても住民基本台帳法が適用された為、平成25年からは各年合計に外国人数が含まれるが、平成24年までの合計数には含まれていない。平成30年までは住民基本台帳の集計値。平成31年以降は推計値。

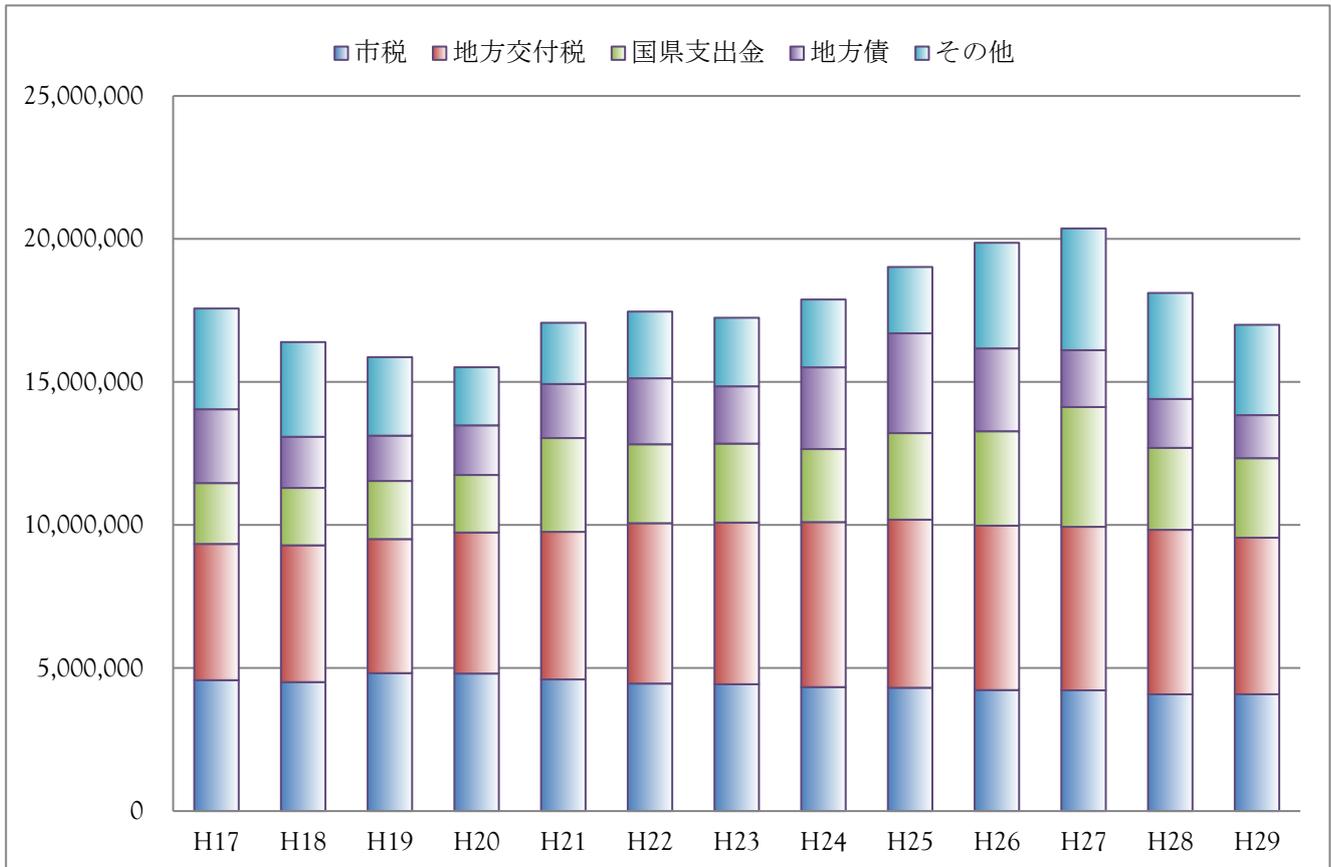
本市の人口について、平成30年度の実際の集計値と平成24年度の第1次総合計画見直しの際にコーホートセンサス変化率法（同時出生集団の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率が将来も変化しないと仮定して推計する方法）に基づき推計した数値を比較すると、次表のとおり、他の階層に比べ推計より速く年少人口（14歳以下）が減少していることが分かります。また、平成33年度推計値と比較すると、年少人口と生産年齢人口（15~64歳）が大幅に減少すると予測され、より一層の少子高齢化の進行が懸念されます。

	集計値 H30	推計値 H30	増減数(%)	推計値 H33	増減数(%)
0~14歳まで	3,502	3,588	-86(-2.40)	3,287	-215(-6.14)
15~64歳	17,714	17,797	-83(-0.47)	16,733	-981(-5.54)
65歳以上	10,936	10,971	-35(-0.32)	11,030	+94(+0.86)
合計	32,152	32,356	-204(-0.63)	31,050	-1,102(-3.43)

2 財政状況

●普通会計歳入の状況(H17~H29)

単位：千円

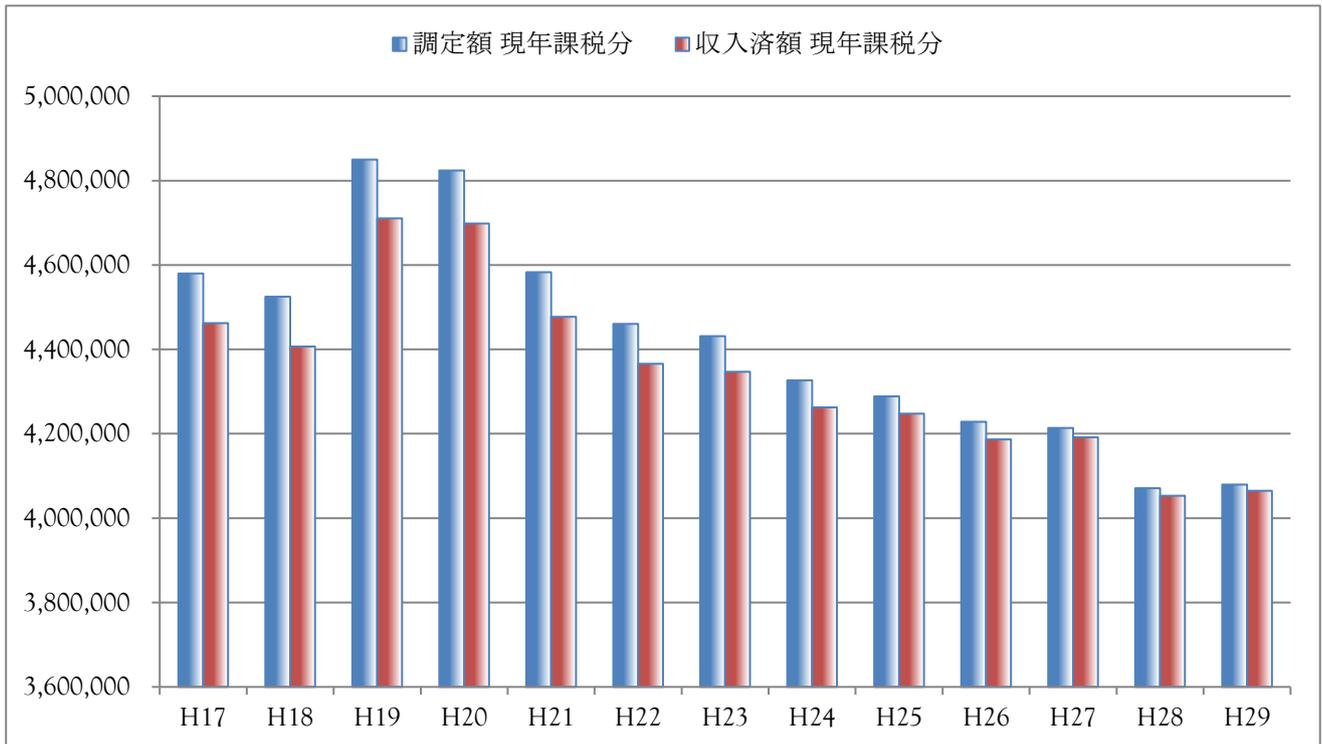


	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市税	4,576,001	4,509,811	4,823,333	4,807,968	4,602,964	4,458,396	4,435,356
地方交付税	4,762,709	4,781,616	4,685,597	4,930,373	5,159,145	5,606,085	5,650,017
国県支出金	2,128,629	2,006,790	2,032,265	2,011,780	3,279,283	2,759,969	2,761,985
地方債	2,580,820	1,786,680	1,583,300	1,735,000	1,889,700	2,306,400	2,002,600
その他	3,522,387	3,310,740	2,745,180	2,031,335	2,139,836	2,332,237	2,396,467
歳入総額	17,570,546	16,395,637	15,869,675	15,516,456	17,070,928	17,463,087	17,246,425

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市税	4,335,004	4,312,202	4,230,228	4,221,207	4,082,023	4,084,370
地方交付税	5,767,278	5,876,038	5,747,926	5,716,167	5,750,698	5,474,025
国県支出金	2,554,807	3,026,485	3,301,357	4,187,529	2,865,705	2,780,193
地方債	2,856,800	3,487,700	2,896,100	1,987,900	1,708,700	1,503,500
その他	2,371,001	2,319,014	3,692,378	4,255,432	3,706,267	3,157,555
歳入総額	17,884,890	19,021,439	19,867,989	20,368,235	18,113,393	16,999,643

●市税収入の状況(H17～H29)

単位：千円

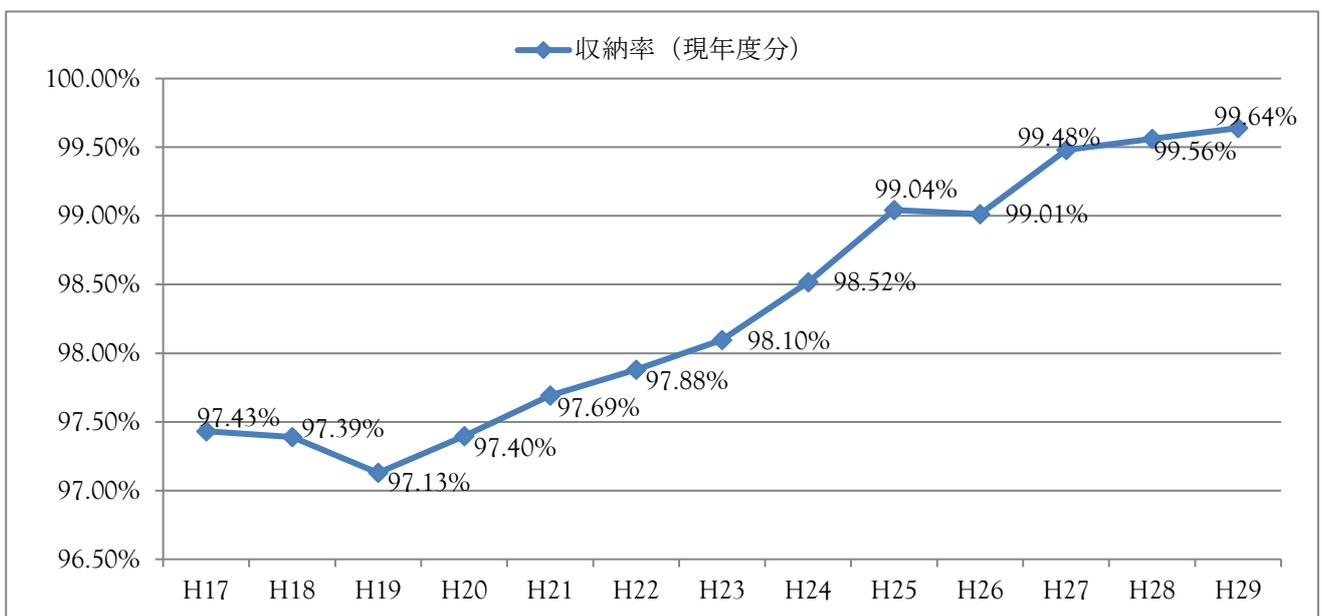


	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
調定額	4,579,853	4,524,801	4,849,819	4,823,944	4,582,933	4,460,380	4,431,346
収入済額	4,462,214	4,406,707	4,710,565	4,698,412	4,477,156	4,365,850	4,346,956

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
調定額	4,326,681	4,288,700	4,228,422	4,213,733	4,070,969	4,079,588
収入済額	4,262,583	4,247,649	4,186,679	4,191,809	4,053,096	4,064,875

※調定額・収入済額共に現年課税分

●市税収納率(H17～H29)



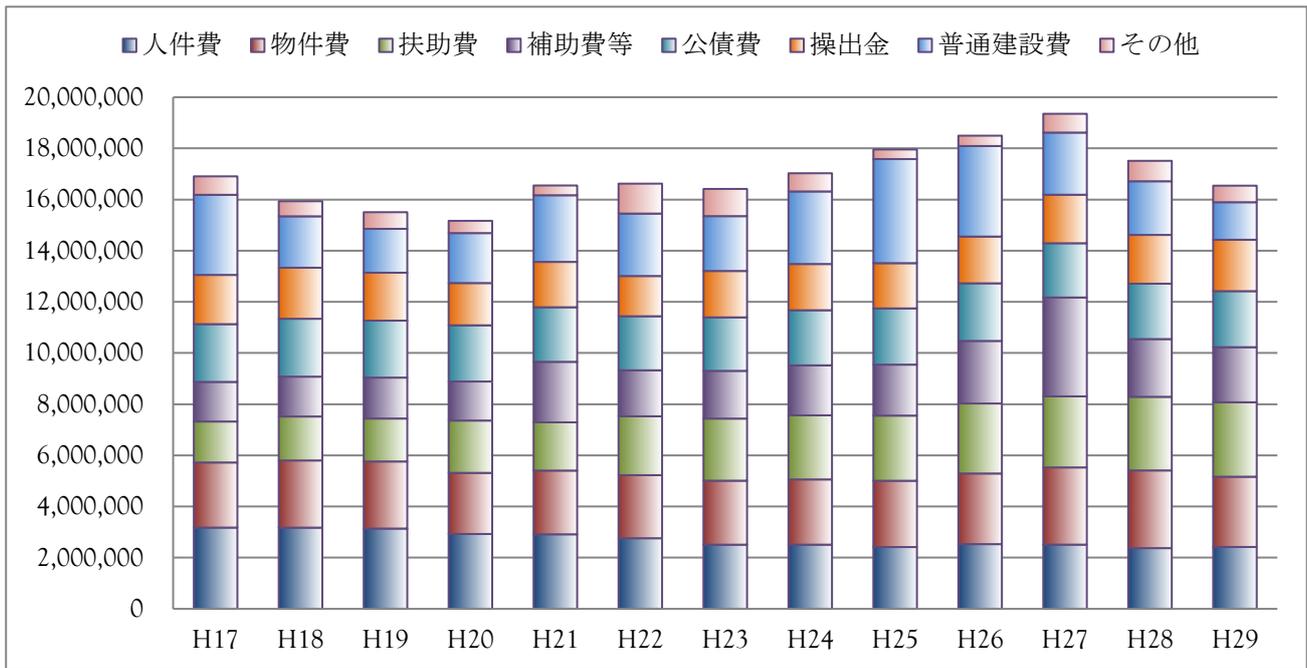
自主財源の乏しい本市では、行政運営にあたり地方交付税に依存するところが大きく、市税と並び、住民サービスに与える影響が非常に大きい歳入となっています。

普通交付税につきましては、市町村合併に伴う特例の財政措置として、合併後 10 年間（平成 18 年度から平成 27 年度まで）は、合併しなかった場合と同様に算定（合併算定替）した普通交付税額を下回らないよう保障されていました。しかし、その恩恵も終わりを迎え、普通交付税の段階的縮減は平成 28 年度から 5 年をかけて進められ、平成 30 年度普通交付税算定額から推計すると、段階的縮減が終了する平成 33 年度以降は 4 億円程度が減少する見込みです。なお、大綱策定時は 6 億 1 千万円が減少する試算でしたが、支所に要する経費など、国において合併後の市町村の実情を把握した上で、合併時点では想定されなかった財政需要を交付税算入に反映したことから、縮減幅は減少されると見込まれます。

市内には、企業や事務所が少なく、第 1 次産業の構成比が高いことから、市税収入のほとんどを個人市民税と固定資産税に依存しています。市税収納率は、年々改善されているものの、景気が緩やかに回復しているとはいえ、市税収入にはなかなか反映されてこないのが現状であります。

●普通会計歳出の状況(H17~H29)

単位：千円

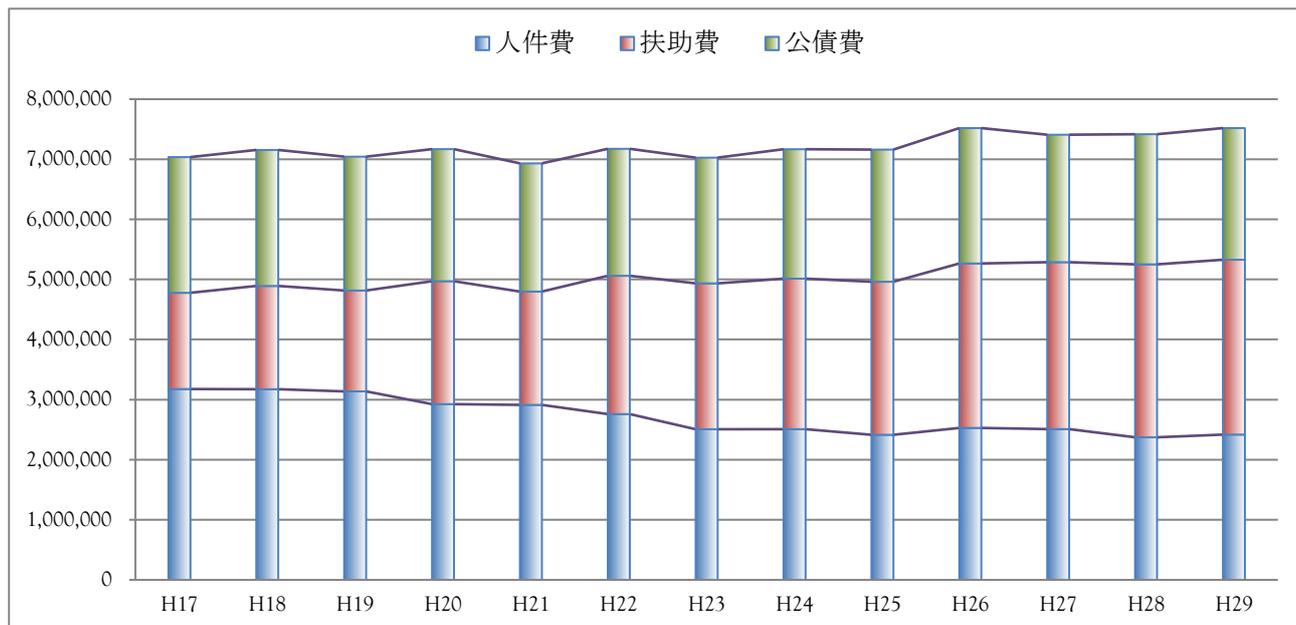


	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人件費	3,176,236	3,173,311	3,137,113	2,924,883	2,912,603	2,759,308	2,507,422
物件費	2,544,779	2,626,839	2,623,203	2,389,878	2,492,326	2,465,844	2,501,775
扶助費	1,601,471	1,718,566	1,678,770	2,045,544	1,885,909	2,301,534	2,427,857
補助費等	1,547,981	1,557,595	1,599,825	1,525,830	2,365,066	1,798,469	1,865,551
公債費	2,258,423	2,263,219	2,227,553	2,197,948	2,133,555	2,113,117	2,091,894
操出金	1,925,666	1,995,483	1,873,217	1,651,943	1,773,212	1,572,892	1,813,850
普通建設費	3,130,768	2,009,591	1,715,422	1,953,523	2,606,125	2,440,812	2,143,722
その他	722,158	589,559	651,071	478,385	381,699	1,169,738	1,063,099
歳出総額	16,907,482	15,934,163	15,506,174	15,167,934	16,550,495	16,621,714	16,415,170
(義務的経費)	7,036,130	7,155,096	7,043,436	7,168,375	6,932,067	7,173,959	7,027,173

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人件費	2,508,149	2,414,526	2,528,617	2,509,389	2,373,044	2,417,964
物件費	2,550,808	2,592,080	2,761,523	3,018,318	3,036,849	2,746,948
扶助費	2,504,784	2,547,205	2,737,263	2,777,865	2,878,118	2,909,964
補助費等	1,954,636	1,991,751	2,445,419	3,865,420	2,257,078	2,152,868
公債費	2,154,166	2,199,268	2,253,045	2,121,430	2,166,051	2,191,347
操出金	1,807,869	1,768,657	1,826,801	1,895,379	1,906,670	2,009,510
普通建設費	2,836,625	4,068,910	3,540,011	2,431,045	2,097,271	1,467,166
その他	710,844	375,812	404,596	734,135	797,941	646,454
歳出総額	17,027,881	17,958,209	18,497,275	19,352,981	17,513,022	16,542,221
(義務的経費)	7,167,099	7,160,999	7,518,925	7,408,684	7,417,213	7,519,275

●義務的経費(H17~H29)

単位：千円



人件費、扶助費及び公債費の合計である義務的経費が、歳出総額に占める割合が低いほど財政構造の弾力性が確保されていることとなります。

平成 29 年度における義務的経費の決算額は約 75 億 1,928 万円で、前年度の平成 28 年度決算額との比較では約 1 億 206 万円、1.4%の増、平成 25 年度決算額と比較すると、3 億 5,828 万円、5%の大幅な増となり、歳出総額の 45.4%を占めるなど財政構造の硬直化が進んでいる状況にあります。

人件費は、定員管理に基づく採用抑制や人事院勧告に基づく職員給与の減等により、平成 23 年度まで減少傾向にあり、その後は一時的な増減はあるものの概ね一定に推移しています。

扶助費は、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の拡充や、医療費扶助の増加などの要因によって毎年度累増し、特に平成 20 年度以降は急増しています。また、厳しい社会経済情勢を反映して、増加する生活困窮者への生活保護扶助費の増などにより、今後も増加傾向にあり、財政状況を逼迫させている大きな要因となっています。

人 件 費： 職員の給与や退職金等に要する経費のこと。

物 件 費： 委託料、賃金、旅費、役務費等を総括する用語であり、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費を総称している。賃金（人件費に計上されないもの）、出張旅費、備品購入費（事務用品等）、委託料、使用料などがこれに該当し、主に人件費に対応した言葉として使われる。

扶 助 費： 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費。

補 助 費 等： 様々な団体への補助金、負担金、報償費、寄附金。

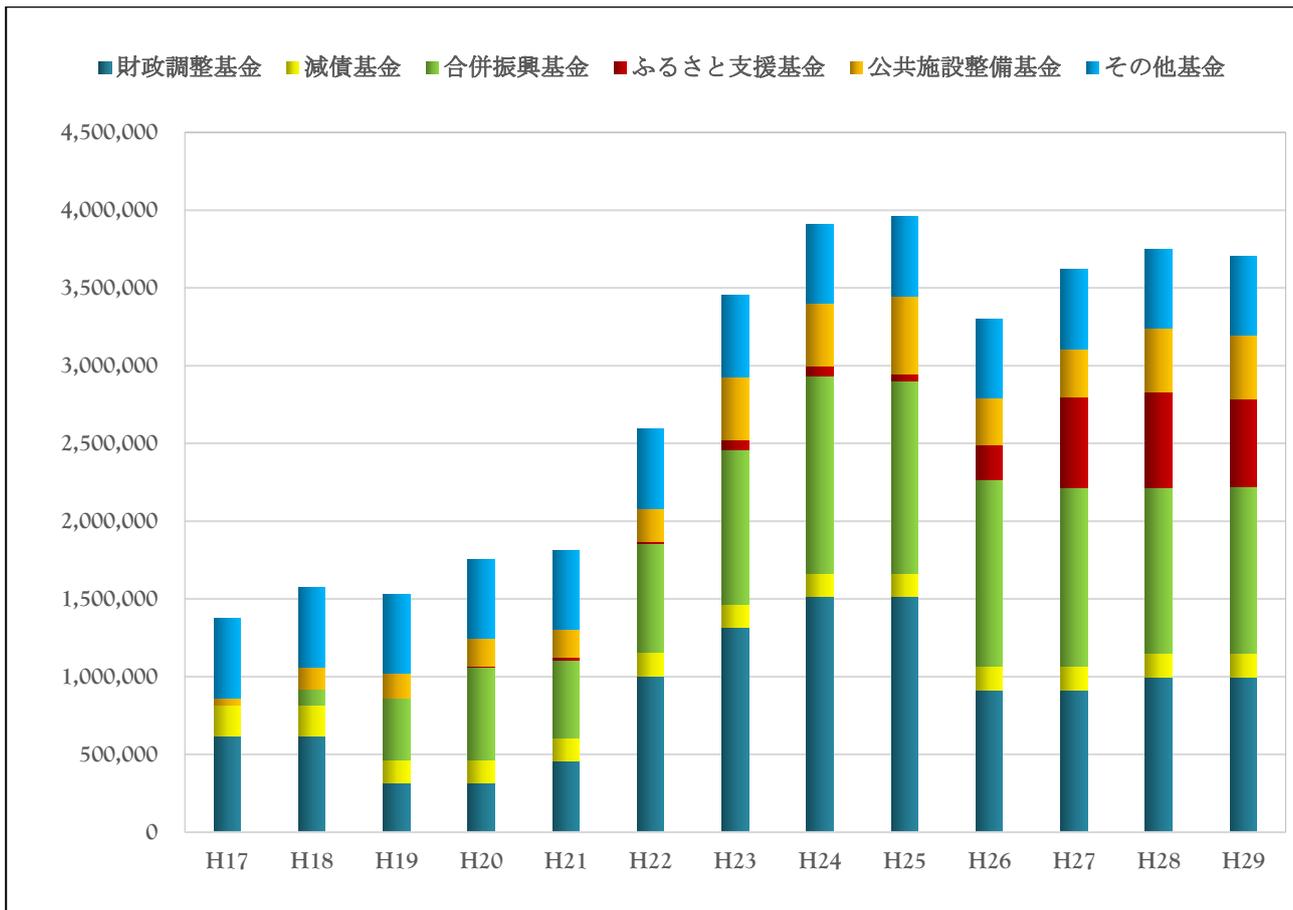
公 債 費： 地方公共団体が借り入れた地方債や一時借入金の元利償還金など。

操 出 金： 他会計、基金への繰出に要する経費。

普通建設費： 道路、橋りょう、学校、公園等各種社会資本の新增設事業を行う際に、必要な経費のすべてをいう。

●基金残高の状況(H17~H29)

単位：千円



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
財政調整基金	618,453	618,578	314,113	315,591	456,822	1,005,398	1,316,644
減債基金	199,079	199,121	149,698	150,102	150,387	150,575	150,653
公共施設整備基金	44,114	144,149	155,994	174,124	179,218	211,752	402,175
合併振興基金	0	100,000	400,000	595,850	500,000	700,000	994,166
ふるさと支援基金	0	0	0	8,140	16,120	12,593	62,491
その他基金	510,333	510,335	510,397	510,486	510,568	510,610	523,958
合計	1,371,979	1,572,183	1,530,202	1,754,293	1,813,115	2,590,928	3,450,087

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
財政調整基金	1,513,794	1,514,107	916,270	916,476	997,975	998,138
減債基金	150,706	150,749	150,790	150,831	150,869	150,914
公共施設整備基金	402,236	502,495	300,499	311,732	411,962	412,297
合併振興基金	1,270,266	1,234,966	1,197,925	1,148,825	1,066,625	1,070,625
ふるさと支援基金	62,971	47,678	225,623	581,508	612,974	563,921
その他基金	510,643	510,652	510,659	510,666	510,671	510,674
合計	3,910,616	3,960,647	3,301,766	3,620,038	3,751,076	3,706,569

これまで、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金による基金残高は、市税や地方交付税などの減少による財源不足の調整による取り崩しや建設事業の財源補てんのための取り崩しにより、減少していました。

平成 20 年度以降、平成 25 年度までの 6 箇年度連続で財政調整基金の取り崩しによる財源補てんを行わず、更に、平成 21 年度から平成 24 年度までの 4 年間で約 11 億 9,800 万円の積み立てを行ったことから、財政調整基金の残高は増加傾向にありましたが、平成 25 年度に雪害対策予算編成のため積み立てが行えず、平成 26 年度には雪害対策事業の実施による財源補填のため約 5 億 9,800 万円を取り崩したことで、大幅に減少しました。その後、平成 27 年度から平成 29 年度まで財政調整基金の取り崩しによる財源補填を行わず財政運営ができており、平成 28 年度には 8,150 万円の積み立ても行いましたが、平成 29 年度現在高は約 9 億 9,800 万円と、雪害対策で取り崩した分を積み戻せていない状況にあります。

財政調整基金：自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための基金。

減債基金：自治体の「積立金」の一種で、本来は将来の借金返済に充てるため計画的に使われる。

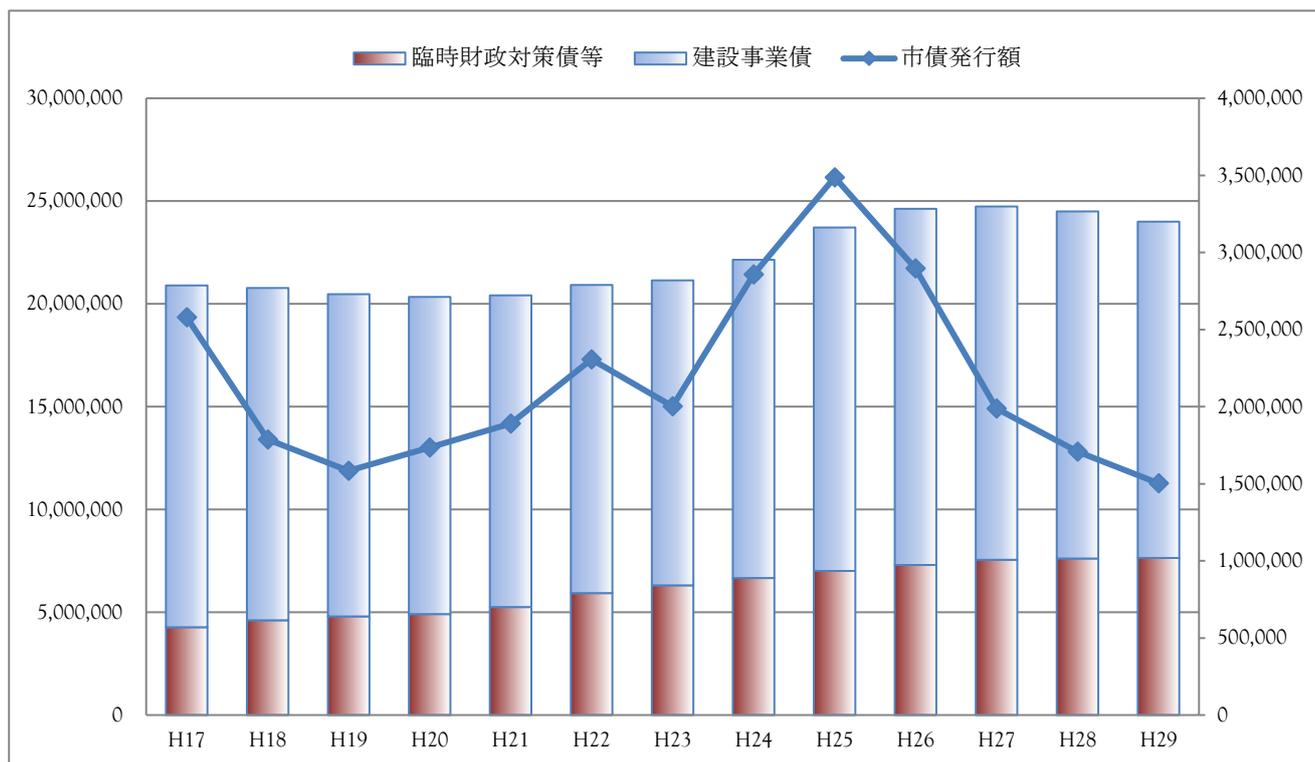
公共施設整備基金：公共施設等の整備を図るために積み立てられる基金。図書館、公民館、学校、道路、公園などの公共施設（社会福祉施設を除く。）、地区会館などの公共的施設の整備（文化施設の建設を除く。）に活用する。

合併振興基金：市町村合併に伴い、必要となる住民の連帯の強化や地域振興のために活用する。

ふるさと支援基金：甲州市ふるさと寄附条例に基づき寄附された寄附金について条例に定めた事業に対し活用する。

●市債残高(H17~H29)

単位：千円



※臨時財政対策債等：減税補填債、臨時財政対策債などの合計額

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
臨時財政対策債等	4,273,619	4,611,286	4,798,971	4,913,347	5,255,370	5,932,418	6,311,009
建設事業債	16,623,222	16,161,760	15,672,813	15,424,924	15,159,261	14,987,678	14,833,434
市債発行額	2,580,820	1,786,680	1,583,300	1,735,000	1,889,700	2,306,400	2,002,600

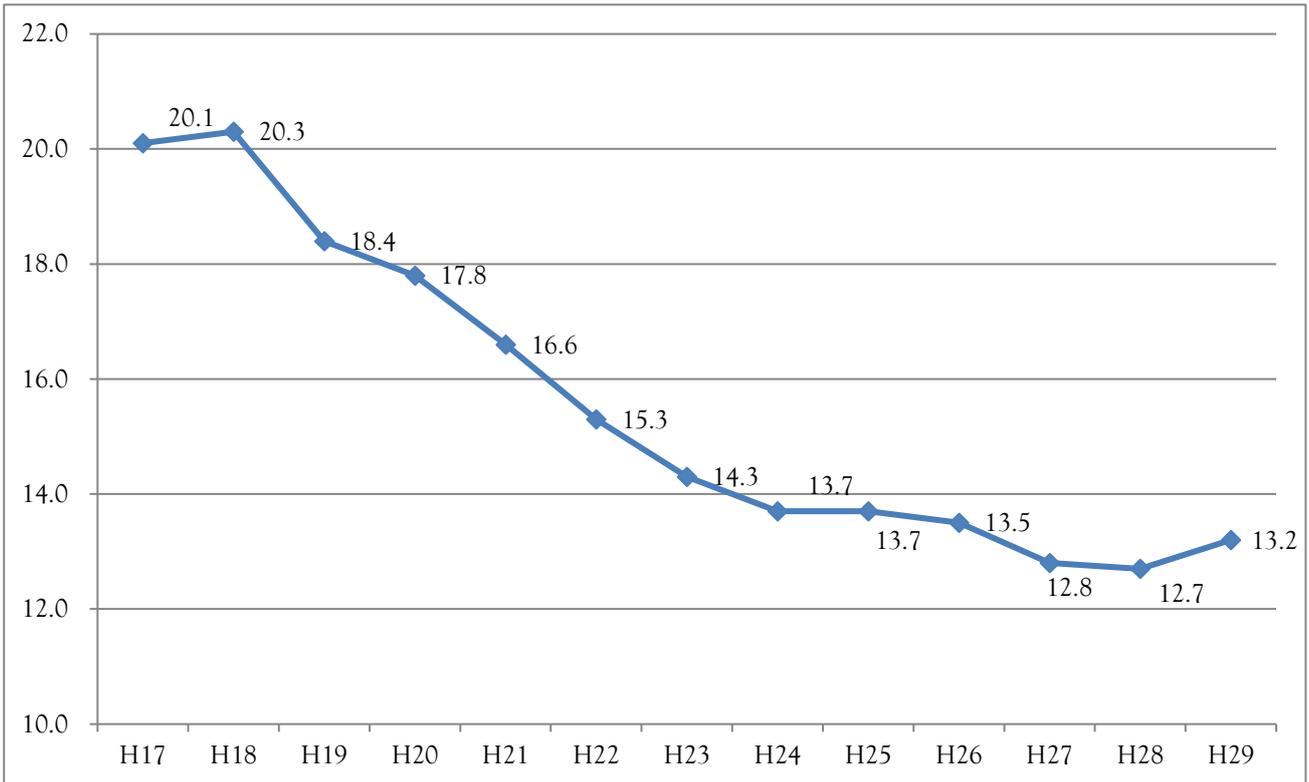
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
臨時財政対策債等	6,665,867	7,010,099	7,300,511	7,552,137	7,616,601	7,642,483
建設事業債	15,478,674	16,704,778	17,324,228	17,186,088	16,881,065	16,357,887
市債発行額	2,856,800	3,487,700	2,896,100	1,987,900	1,708,700	1,503,500

市債残高は、平成18年度に策定した公債費負担適正化計画と、平成19年度に策定した公的資金補償金免除繰上償還による財政健全化計画に基づき、建設事業債の借入抑制に努めてきたことから、減少傾向にありましたが、平成21年度以降、臨時財政対策債発行額が急増していることから、近年では増加しています。

市債の発行額については、大規模な建設事業を実施した平成24年度から平成26年度までをピークに減少しており、その影響により残高についても平成27年度をピークに減少傾向にあります。今後においても、市債償還額のピークが平成33年度となることから更に減少していく見込みです。

臨時財政対策債：普通交付税の振替措置として地方公共団体に発行が認められた地方債。その元利償還金については、地方交付税の算定上、全額が、措置されるため実質的な負担は生じない。

●実質公債費比率の推移



実質公債費比率は、財政健全化法の施行に先駆けて、平成 18 年度に地方債の発行が許可制度から同意制度へ移行されたことにより、平成 17 年度決算から導入された財政指標です。

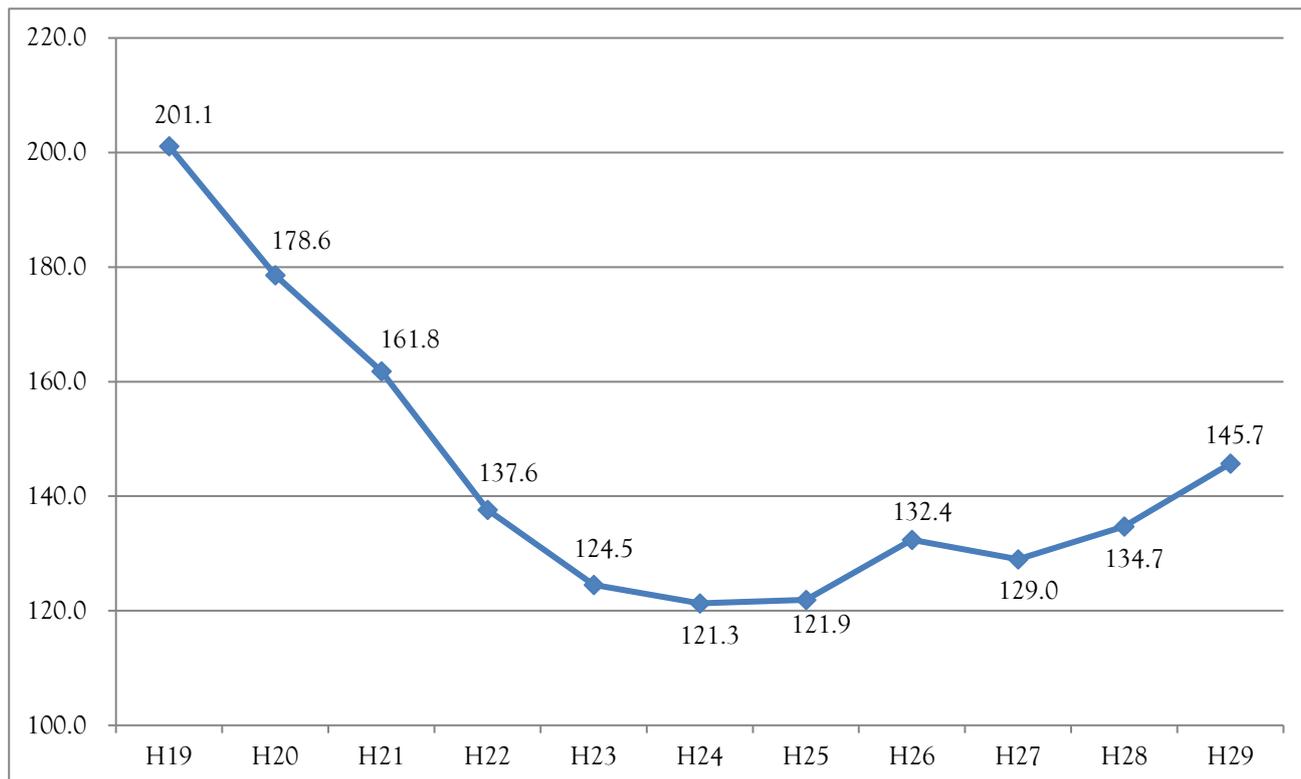
算定団体における実質的な公債費（地方債元利償還金、公営企業債に対する操出金（準元利償還金）、債務負担行為実行額、一時借入金利子など）の負担が標準的な収入に対してどの程度あるのかを示す財政指標で、18.0%を超えると地方債の発行に知事の許可が必要になるほか、25.0%を超えると早期健全化団体、35.0%を超えると財政再生団体となり、国等の勧告を受け早期健全化または財政再建に取り組むこととなります。

本市では、平成 17 年度決算で 20.1%と一定基準の 18.0%を超えたことから公債費負担適正化計画を策定し、公債費負担の軽減に努めてきました。

そのことにより、平成 28 年度決算まで徐々に比率は減少していましたが、平成 29 年度決算の比率は、前年度から 0.5 ポイント増の 13.2%となりました。

合併以後、本市では有利な地方債である合併特例債を中心に借り入れを行っていることから、実質公債比率は、市債発行額に反比例し減少しています。この有利な地方債が、数年後には、発行ができなくなることに加え、普通交付税の段階的縮減の影響や、市債に係る償還が増加することにより、平成 33 年度まで比率が増加すると見込まれているため、更なる建設事業の選択実施等により、借り入れの抑制を図る必要があります。

●将来負担比率の推移



将来負担比率は、財政健全化法の施行により、平成 19 年度決算から導入された財政指標です。地方公共団体が将来負担しなければならない実質的な負債の総額が、算定団体の標準的な収入に対してどの程度あるのかを示す財政指標になります。

実質公債費比率と異なり財政再生基準はありませんが、早期健全化基準のみが設定されており、350.0%を超えると早期健全化団体となり、国等の勧告を受け早期健全化に取り組むこととなります。

本市では、算定初年度の平成 19 年度決算において 201.1%と比較的高い比率を示しましたが、財政健全化に向けた各種取組を強力的に推進したことによって、比率は、毎年度減少してまいりました。しかし、平成 24 年度を境に、雪害対策事業実施による充当可能基金の取り崩しや、都市計画税休止等による充当可能財源の減少の影響で、比率は増加傾向にあり、平成 29 年度決算における比率は、前年度から 11 ポイント増の 145.7%となりました。今後、市債残高の減少など比率改善要因もありますが、普通交付税の段階的縮減の影響や充当可能財源の減少などにより平成 33 年度まで比率が更に増加すると見込まれます。

3 職員の定員管理

本市では、平成18年に作成した集中改革プランにより職員数の適正な定員管理に努め、目標人数を上回る成果を上げました。

続く第二次行政改革大綱では、「量より質の改革」とのコンセプトを中心に取り組み、具体的な数値目標にのみとらわれることなく質的な面における向上を目指しました。

第三次行政改革大綱においては、集中改革プランによる適正化直後の職員数373名を越えない範囲での職員数の維持を行うことを目標に退職者数と同数を採用する目標を設定します。

○第一次行政改革大綱、集中改革プラン

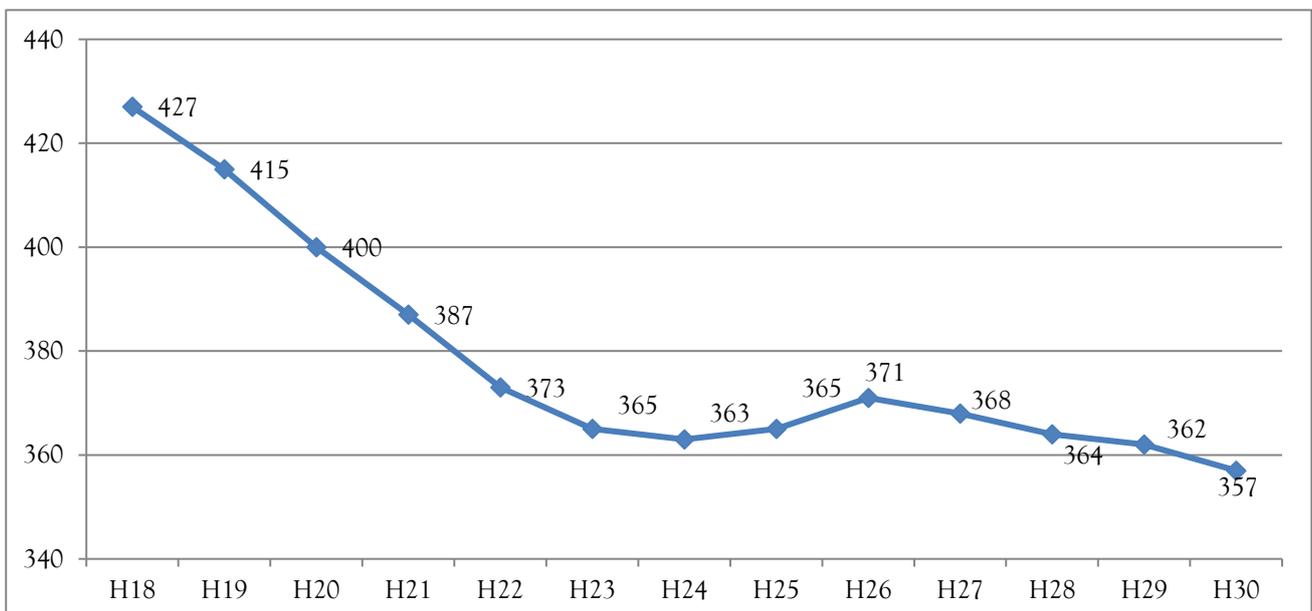
年度	H18	H19	H20	H21	H22
職員数	427	415	400	387	373
目標人数	427	418	409	401	390

○第二次行政改革大綱

年度	H23	H24	H25	H26
職員数	365	363	365	371
目標人数	376	-	-	-

○第三次行政改革大綱

年度	H27	H28	H29	H30
職員数	368	364	362	357
目標人数	373以下			



II これまでの行政改革の取組

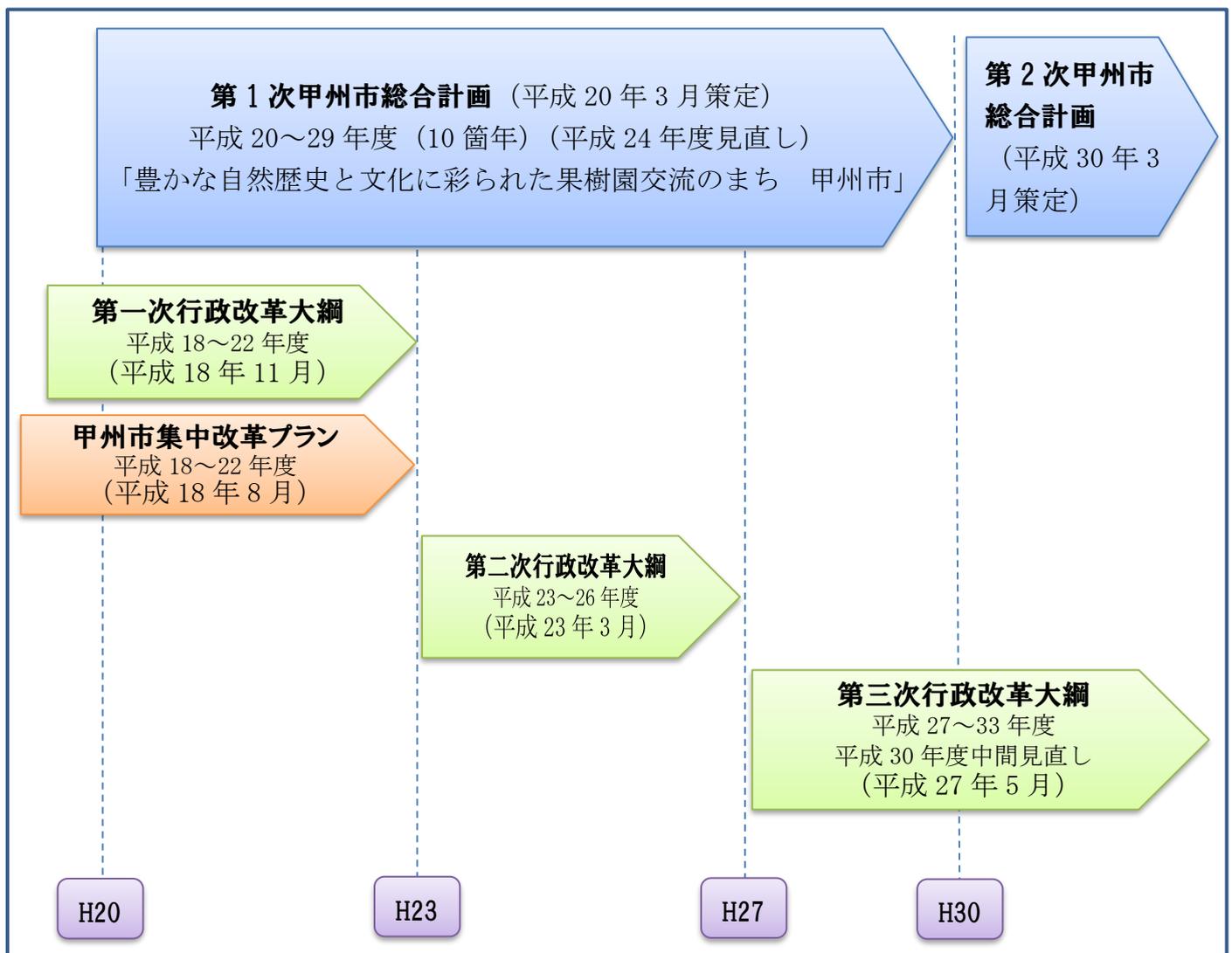
1 総合計画とこれまでの行政改革の取組

本市ではこれまで、行政の効率化と財政の健全化を基本に、平成18年8月には「集中改革プラン」（平成18～22年度）を、同年11月には「第一次行政改革大綱」（平成18～22年度）を策定しました。

その後、平成20年3月策定の「第1次甲州市総合計画」を反映する中で、平成23年3月には「第二次行政改革大綱」（平成23～26年度）を策定し行政改革に取り組んでまいりました。

第三次行政改革大綱については、平成27年度から平成33年度までの7年間（合併支援の特例措置がなくなり交付税の段階的縮減が終了する年度までの期間）を計画期間とし、中間年度の平成30年度には中間見直しを行うこととしていました。

平成30年5月の甲州市行政改革推進本部において中間見直しの基本方針を決定し、これまでの取組の検証結果、社会情勢等の変化、平成30年3月策定の第2次甲州市総合計画の内容等を考慮する中で、各担当において見直しを行うとともに、甲州市行政改革推進委員会において中間見直しについてご審議を頂き、第三次行政改革大綱の中間見直しを行いました。



Ⅲ 行政改革の基本方針

1 基本方針

第三次行政改革の目的は、第二次行政改革と同様に、市民協働の推進（協働）、職員のスキルアップ（成果）、業務改善（効率）、健全財政の維持（安心）です。

これまでの取組を今後も継続し、市民の視点で納得度の高い、質の高いサービスを提供するとともに、住民の福祉の増進に努めるという地方自治の基本原則に則り、市民の誰もが将来に夢と希望をもち、安心して住み続けることができる甲州市を実現してまいります。

第三次行政改革の基本方針として、第二次行政改革の理念と同様「協働・成果・効率・安心」を掲げ、行政改革の一層の推進を目指します。

2 協働・成果・効率・安心とは

(1) 協働（市民協働の推進）

多様化する行政需要、市民ニーズに対応するため、「行政サービスは行政が担う」という従来の考え方では、対処できない課題も増えてきました。地域の課題を効果的・効率的に解決する分権型社会への転換を図るためにも、公共的団体、NPO、民間企業、大学機関等と行政とがパートナーシップを強化し、市民と行政が共通の目的を共有し、それぞれの役割、責任を理解し協力していくなかで、「改革」への取組を推進していく必要があります。

甲州市では、平成23年4月に「次代へつなぐ元気な甲州（まち）への道標甲州市協働のまちづくりを進める基本方針」を策定し、平成24年度からは「市民提案型協働のまちづくり支援（補助金交付）制度事業」を創設し、一層の市民協働を推進しています。この事業では、平成24年度の事業創設時から平成29年度末までに12件の事業が実現しました。今後とも、地域の活力をいかした取組を市民の皆さんとともに進めていきます。

(2) 成果（職員のスキルアップ）

地方分権改革の進展や市民ニーズの多様化・複雑化に伴って、市役所職員の果たすべき役割は重要度を増すとともに、取り組むべき新たな課題が増加しています。このような状況の中、甲州市役所の人的資源を最大限に活用するため、高いモチベーションを維持しながら、倫理観・責任感をもち仕事に取り組める環境づくりに努めなければなりません。また、職員定数については、類似団体などを参考に適正な職員数となるよう計画を策定するとともに、市民サービスの水準を落とすことのないよう、職員研修などによる職務能力の向上に努めます。

職員自らによる改革改善を促進するため、課内・担当内の連携を深めるとともに、所属課を超えた連携や提案を実現できる組織文化の醸成に努め、また、市長と職員が気軽に意見交換ができる場を積極的に設置します。

課長職については、その意識や姿勢、指導力が組織全体に与える影響が大きいことから、登用にあたっては、企画立案能力、法務能力、財務能力、人事マネジメント能力について研修を奨励し、将来的には課長登用試験を設け、適切な人材の配置に努めます。また、リーダー担当職員についても同様に、企画、法務、財務、マネジメントの能力育成のため研修の受講を奨励するとともに、気軽に職務上の悩みが相談できるような制度を創設します。

(3) 効率（業務改善）

事務事業を効率・効果的に進めるためには、創意・工夫しながら、限られた予算や人員の中で、最大の成果を上げることが大切です。事務事業評価等による業務改善については、事務事業や予算への反映などにおいて更なる改善が必要です。今後も、実効性のある事務改善を推進するとともに、質の高い行政サービスを目指し事務事業の見直しを実施していきます。また、行政の役割や担うべき範囲を見直し、行政サービスの水準を維持しながら、今後も指定管理者制度や民間委託を推進してまいります。既に指定管理制度を導入している施設についても、サービスの提供が適正に行われているか、収益性が確保されているか等の視点から検証を行い、事業の実施者としての市の関与を強化します。また、デマンドバスを含めた公共交通システムについては、地域の実情に適したサービス体系の構築を図っていきます。

(4) 安心（健全財政の維持）

行政改革の目的は、最少の経費で最大の効果をあげ、住民の福祉の増進に努めるといふ地方自治運営の基本原則に基づき、市民が夢と希望をもち、安心して住み続けたいと思う甲州市の実現です。その安心をもたらす市政運営には、健全な財政運営が必要不可欠となります。

市税収入においては、景気回復していると言われるものの、依然として厳しい社会経済情勢であり、今後も人口減少などにより減少が懸念されています。地方交付税については合併から10年が経過し、段階的に縮減されており今後も厳しい財政状況が予測されます。

今後とも、市税の公平公正の観点からも収納課を中心に滞納整理を継続し、収納率向上の取組を行います。また、税収に影響を与えられ人口減少に対処するため、定住促進策について、全庁的に取り組んでまいります。

自主財源の確保の面では、市が保有する広告媒体や、現在活用していない手法なども含め、広告収入の更なる増加について努力を行ってまいります。また、ふるさと納税制度についても、平成26年度から導入したクレジットカード決済に加え、各種の納付方法を検討するとともに、インターネットの活用や様々なイベントなどで周知を図る等、さらなる寄附金の確保に努めます。

歳出の大きな割合を占める人件費の抑制は、今後も行政改革推進の観点から必要であることから、行政サービスとのバランスを考慮しつつ、長期的な視点に立った定員適正化計画を策定し、計画的に適正な職員数の実現を図ってまいります。

事務事業評価等を通じ、業務改善とともに費用対効果を十分検証し、経費の節減につながる改善を継続していきます。また、市単独の補助金については、その性質を精査し、必要性の面からの検証を行ってまいります。

IV 改革の進め方

1 推進体制と取組の姿勢

市長を本部長とする甲州市行政改革推進本部が中心となり、全庁一体となって推進するとともに、直接市民と接し、最も改革の必要性を認識している職員一人ひとりが、日々の業務の中で責任を持ち、努力を重ねて改革に取り組んでまいります。

また、新たな改革項目の取組を含めて、職員数や行政コストの削減が中心の量的な行政改革はもとより、市民や社会のニーズ・サービスを的確に把握し、限られた財源で効果的かどうかといった質的な改革も推進します。

(1) 庁内の推進組織

① 行政改革推進本部

市長・副市長・教育長・庁議構成課長等により組織し、次の事項を所掌します。

ア 行政改革大綱の策定及び見直しに関すること。

イ 行政改革実施計画に関すること。

ウ 行政システムの再構築及び行政改革の推進に関すること。

② 行政改革推進本部 専門部会

課長により組織し、本部会議所掌事務の推進と専門的事項の調査検討を行います。

③ 行政改革推進本部 分科会

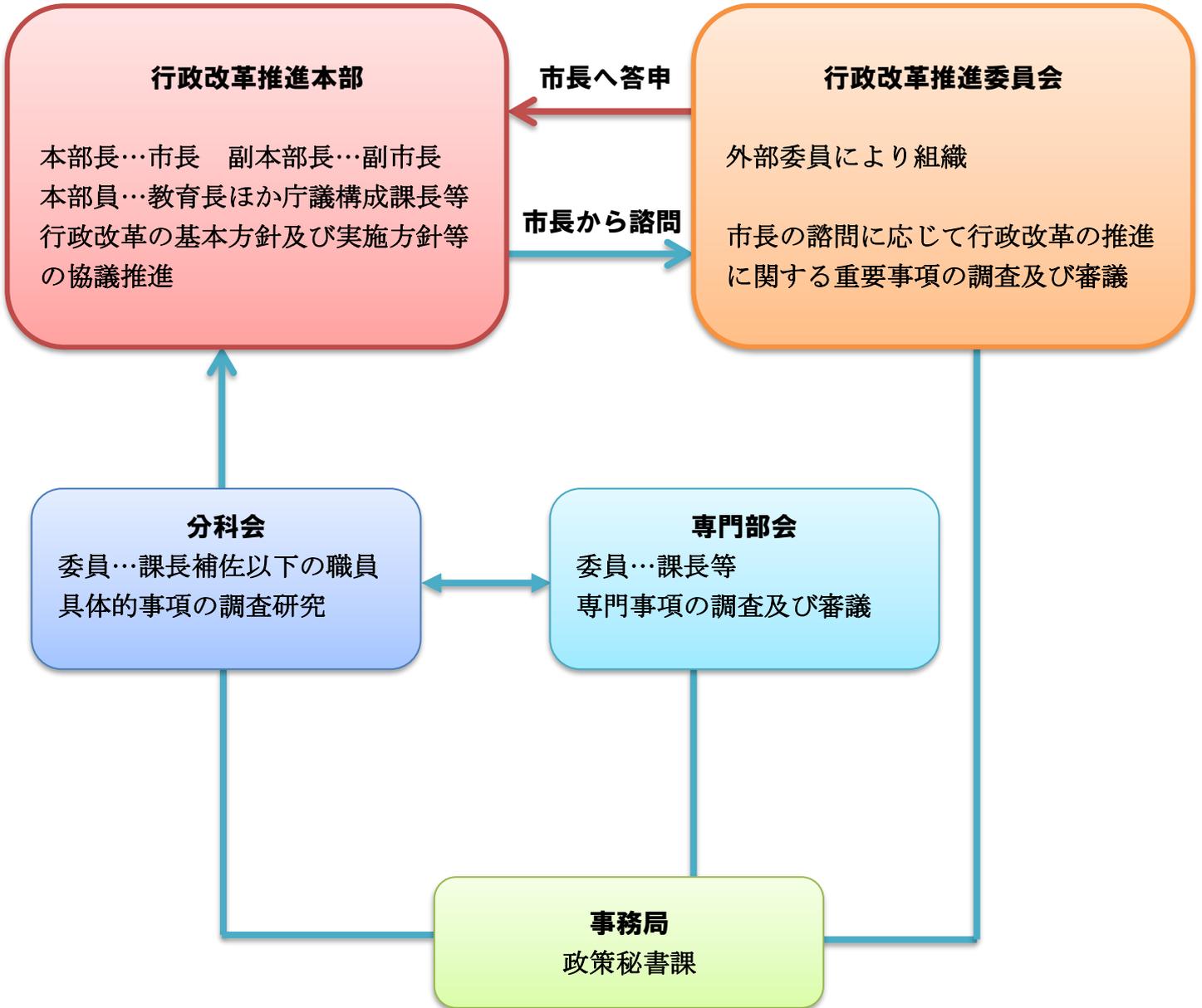
庁内職員の中から本部長が指名及び募集に応じた職員により組織し、行政改革推進に関する基本的事項の調査検討を行います。

(2) 民間委員による検討組織

甲州市行政改革推進委員会を設置し、行政改革の推進に市民の意見を反映させます。

行政改革推進委員会は市民、有識者により構成し、行政改革大綱等の策定及び行政運営の見直し、第三者評価等の行政改革の推進に関する提言等を行います。

甲州市行政改革推進体制図



2 計画期間

平成27年度（2015年度）から平成33年度（2021年度）までの7年間とし、中間年度である平成30年度に中間見直しを行いました。

3 実施計画の策定

行政改革大綱に基づき、具体的な取組を集中的に実施するため、大綱の取組期間にわたる実施計画で改革の内容、数値目標を定めて、その達成に向け取り組みます。

V 行政改革の内容

「Ⅲ 行政改革の基本方針」の内容を実現するために実施する重点項目を、体系的に明らかにします。

1

協働（市民協働の推進）

(1) 市民と市政との情報の共有化

① 電子化・情報化の推進

- 各種申請・届出のオンライン化を今後も継続するとともに、SNS等を活用し、防災・防犯などの情報提供サービスの充実を図ります。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、広く利用されているサービスにツイッターやフェイスブックがあり、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場の提供や、趣味や居住地域、出身校、また、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

② 情報の共有化

- 市政に関する情報を市民がいつでも閲覧できるように、ホームページ等の充実を図り、行政の考え方が見える広報に努めます。また、オープンデータ（公共施設の位置情報、AEDの位置情報、文化財、観光施設の写真等について）の活用、提供について研究を行います。

※オープンデータ：行政が保有している公共データを二次利用可能なルールで公開し、市民や企業等が自由に編集、加工を行い、活用できる取組のこと。その効果として、市民生活の利便性向上や新たなビジネスの創出等が期待されるもの。

(2) 市民と行政の協働に基づく行政サービスの充実

① 市民提案型協働のまちづくり事業の推進

- 「協働のまちづくりを進める基本方針」（平成23年3月策定）及び「協働のまちづくり推進計画」（平成24年3月策定）に基づき、市と市民、ボランティア団体、事業者等との協働のまちづくりを推進するため、市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度の活用促進を図ってまいります。特に、市職員が協働のまちづくりの大切さを自覚し、市の事業の中で協働事業化可能なものに率先して取り組んでいくよう、意識の向上を図ります。

② 行財政改革貢献型市民提案制度の創設

- 市民から広く、行財政改革につながる事業や取組について提案を受けるための制度の創設を行います。

③ 広聴・広報活動の充実

- 市政情報の積極的な提供や公開を進めるとともに、市政出前懇談会などでの市民との対話を通じ、市民の意見、提案やニーズを把握し、市政に反映させます。また、年間の広報計画を年度当初に作成するとともに毎月の編集会議を行います。

(3) 男女共同参画の推進

① 「フルーティー夢プラン」(甲州市男女共同参画推進計画)に沿った推進

- 甲州市男女共同参画推進条例(平成28年3月制定)及び第2次甲州市フルーティー夢プラン(平成29年3月策定)に基づき、市内推進体制を整え、市民や事業者など甲州市で活動する全ての人々と協働で男女共同参画実現に向け取り組みます。そのため、都市宣言の制定や身近なテーマに基づいた啓発活動など、様々な分野で市民の男女共同参画意識が高まるよう、着実に推進していきます。

(4) 良好な生活環境・安らぎのある景観の整備

① 良好な環境・景観等の保持の取組

- 豊かな甲州市の自然環境や地域によって守られてきた景観・伝統や文化を次世代に引き継ぐため、景観条例を基に、行政と地域が協力して保全に取り組みます。また景観形成重点地区の指定に向けた業務を着実に進めます。
- 勝沼地域固有のブドウ畑が広がりワイナリーが点在する風景について、地域内に残る近代産業遺産等も含めて総括的に調査を実施し、重要文化的景観として国の選定を受けることを目指します。また、調査を通して風景の特性を把握・評価することで、地域と行政が協働して文化的景観の保全に取り組みます。

(5) 甲州市の魅力を市民とともに全国にPRする取組の推進

① 地域力の向上

- 地域力の向上のため、ブランド力の向上や地産地消、市民農園、遊休農地活用、コミュニティビジネスなどの地域おこし施策を推進します。

② 甲州市の魅力や特性のPRの促進

- 甲州市の地域資源を活用し、首都圏等からの来訪者や二地域居住を促進し、移住希望者が地域に溶け込めるための協力者として定住相談員などの設置を含め、交流人口や定住人口の増加に努めます。また、特に若い世代の家庭増加につながる取組を検討・実施していきます。
- トップセールスについては、継続して訪れることによる信頼感の醸成が最も重要となることから、今後も甲州市のPRと経済活性化に向けて、市長のトップセールスを継続します。
- 甲州市魅力発信事業を通じ、甲州市の魅力を県内外に若手職員を中心に積極的にアピールするとともに定住促進へつなげます。
- 大学や企業、各種団体との連携によるまちづくりの推進や地域経済の活性化などを目指します。

③ インターネットを活用した地域情報発信

- インターネットを利用し、全国に向けてホームページ、SNSを活用し、甲州市の魅力を適時に発信するなどの広報活動に力を入れていきます。

2

成果（職員の意識改革）

(1) 組織・機構の見直し

① 時代に即応した組織体制の整備

- 従来の縦割り型組織にとらわれず、政策目的に基づき、効率的・効果的に事務事業を処理し得る、市民の視点に立った弾力的組織を目指します。
- 勝沼支所、大和支所については、住民の視点に立ち、幅広い要望に対応できるよう、業務内容の見直しを行います。また、将来的なあり方について検討します。
- 指定管理者制度、業務委託実施、移管事務などを勘案し、人事面での有効な配置を行い、異業務に携わる職員については、必要な研修を行うとともに、定期的なフォローアップを行います。
- 時間外勤務や、業務量のバラつきを解消するために、各課の業務量及び繁忙期を把握し、可能な限り柔軟な人的配置を行える仕組みについて検討を行います。またフレックスタイム制の導入可能性について研究します。
- 時間外勤務の多い職員や担当部署について実態調査を行うとともに、ノー残業デーの実施を徹底し、時間外勤務の縮減に向けた取組を行います。
- 再任用職員が活躍できる仕組みづくりについて検討を行います。経験豊富な再任用職員の活用について、各課に必要性を確認するとともに、その経験が十分に発揮されるよう、効果的配置を行います。

② 定員管理・給与体系の適正化

- 正規職員については平成26年度の職員数を基準とし、この人数を超えない範囲での新規採用に努めるとともに、指定管理者制度導入および民間委託等により、再配置となる職員を効果的に配置します。また、臨時・非常勤職員については、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で適正な人員配置に努め、平成32年4月施行の会計年度任用職員制度への移行を進めます。
- 再任用職員については、今後、増加が想定されることから、将来的な退職予定者について再任用の希望調査を行うとともに、再任用職員の効果的な配置を進めます。

(2) 職員の資質向上

① 職員全体のレベルアップ

- 先輩職員を講師とした研修や外部講師を招いた庁内研修をはじめとして、山梨県市町村職員研修所等で様々な研修に参加することを奨励し、能力の向上や日々の業務への応用力を養います。

② 幅広い行政能力・専門知識の習得

- 職員の創造的能力の向上、市民サービスの向上や職場の活性化を図るため、「職員グループの自主研究会」活動の支援を継続し、自主的な研修の取組を奨励します。
- 採用後3年間で重点育成機関と位置づけ、新規採用職員等の相談役となる職員の配置を行

い、日常業務を通じた、人材育成の推進と職員の精神的な安定を目指します。

③ 意欲を持ち、市民に信頼される職員の育成

- 職員が自らの仕事・心構えを見直し、市民に信頼される職員を目指します。職員の積極性が反映される人事システムの検討を行います。

④ 人材育成の推進

- 次年度の人事異動方針について次年度の組織体制や新規事業などを考慮した「人事異動方針」として策定し庁内に周知するとともに、人事異動希望調査時の参考とします。
- 若手職員に窓口業務部門、事業部門、内部管理部門などの異なった複数の部署を計画的に経験させる、ジョブローテーションを確立します。
- 若手職員のキャリア形成に対する意識向上のため、将来を見据えたキャリアプラン作成のための研修会の実施や職場情報のデータベース化を行い、キャリアプラン作成の支援を行います。

(3) 人事評価制度の確立

① 人事評価制度の取組の推進

- 人事評価制度については、業務の目標を明らかにし、成果に基づく評価基準を明確にし、職員の仕事に取り組む意欲を高めるようにします。
- 課長職の登用に当たっては、実務能力、マネジメント能力を判断し、適正に登用が図られるよう試験を実施するなどの制度の検討を行います。また、リーダーを担当する職員については、条例、予算、人事マネジメントなどの研修を受講するとともに、業務上の疑問、悩みなどについて相談できる制度などの創設を行います。
- 効率的で円滑な職場体制の構築を目指し、本人の希望による降任制度を導入します。

(1) 市役所窓口における接遇等のさらなる向上

① わかりやすく、早く、やさしい窓口対応の推進

- 市民の視点に立った、親切かつ満足度が高い対応に心がけ、待ち時間の短縮、事務手続きの簡素化など更なる行政サービスの向上に努めます。

(2) 指定管理者制度、民間委託等の推進

① 指定管理者制度の活用

- 公の施設の適正な管理・サービス向上と管理経費の節減を図るため、指定管理者制度を積極的に活用します。市民文化会館、ふれあいの森総合公園等において検討を行います。

② 民間委託等の推進

- 事務事業の再点検を行い、行政サービスの向上、効率化が図られる事業については、費用対効果等を勘案し民間委託を推進します。給食センター、証明書発行業務（戸籍住民課等）などにおいて検討を行います。

(3) 事務事業の見直し

① 事務事業評価シートによる業務改善

- 事務事業評価・政策評価による業務改善を進め、迅速で効率的な事業の実施を図ります。
- 制度改正等に伴う、新規発生の事務処理に関するシステム構築については、専門業者に委託するとともに、受託業者によるシステムの効率的な活用方法等の研修を行い、職員の業務改善意識の醸成を図ります。
- 日常業務における情報システムの活用が重要度を増し、その運用コストも財政負担が大きなものとなっています。各自治体が使用しているシステムについては、共通で使うことが可能なものも多くあるため、周辺市町村あるいは県内市町村とともに共同運用、共同開発が行えるよう、検討します。
- 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について、独自利用の調査・研究を進め、更なる市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。
- 事務事業について、若手職員を中心に内容確認を行うとともに、若手職員の柔軟な発想を提示できる庁内環境を整備するとともに、提案された事業、改善策について幹部職員等が検討を行う制度の構築を行います。
- 文書管理に関して、ファイリングシステムを積極的に活用し、新人職員等を対象に毎年度、研修会を行うとともに、電子決裁システムの導入を検討し、個人に依存しない文書管理手法を確立していきます。
- 普通建設事業については、長期的視点に立ち、将来的負担を考慮するなかで事業実施の判断を行うとともに、事業採択にあたっての判断基準の明確化を行います。

- 印刷物で広報に織り込んでいるものや、各種パンフレットなどで配布残数の多いもの、また周知効果の薄いもの、役割を達成したものについて、検討を行い、廃止、統合を行います。また、新規で作成するパンフレット等については、事前に政策秘書課と協議を行います。
- 紙資源の有効活用を目指し、使用済みのコピー用紙の裏面の活用等の取組を推進し、不必要な印刷の抑制を進め紙資源の節約に努めます。
- デマンドバスを含めた公共交通システムについては、地域の実情に適したサービス体系の構築を図ります。
- 市所有の施設・敷地等で支障のない箇所について、太陽光発電用地として貸出しを検討し、経常経費の縮減を目指します。
- 前納報奨金について、税収の早期確保や納税意欲の高揚などを目的として創設された制度ですが、社会状況の変化や、納税者のご理解ご協力により自主納付が浸透してきたことや、公平性の観点から平成27年度を目途に、廃止します。**(平成27年度をもって廃止したため取組終了)**
- 定住促進住宅の入居者増加について、先進地などを参考に取組を行います。
- 一括購入物品について、月初め等に在庫状況を庁内に周知するとともに、事務用品について、年度当初等に余剰物品を持ち寄り共有するなど不必要な物品の購入を抑制する仕組みについて研究と実施を行います。
- 活用頻度の高くない電気機器（プロジェクター等）についてその所有する課の一覧表を作成するとともに、共有可能とする仕組みづくりと徹底を行います。
- 公共施設の照明についてLED化を推進していきます。
- 消防団については、隣接する部あるいは分団内において統合が可能か検討を進めます。

(1) 公共施設マネジメントの推進

① 公共施設マネジメントの推進

- 平成29年3月策定の公共施設等総合管理計画の方針に基づき、平成32年度末までに個別施設計画を策定し、地域的な配置、財政状況等を勘案する中で公共施設の適正な配置及び整備を行います。施設の新設にあたっては、既存の公共施設との機能分担を考慮するなかで判断を行います。

(2) 新しい財源の検討

① 新しい財源の検討

- 市民文化会館が主催する事業について、内容等を検討し、事業収益の増加を目指します。また、観覧者や利用者の増加に向けた手法や広報（周知方法）等を検討します。
- 指定管理者制度を導入している各施設において、事業収益の増収を目指し、更なる事業の充実やサービスの向上が図れるよう、事業報告書に基づくモニタリングを実施するとともに、来場者の増加に向けた広報等の手法の検討を行います。
- 広告収入の拡大を目指し、広告収入を確保する手法の検討や、公用車のラッピング広告などの広告媒体の拡充に向け検討を進めます。また、公共施設の命名権、道路の命名権などのネーミングライツの活用が可能か検討を行います。
- ふるさと納税制度についてはインターネットの活用により、平成26年度から導入したクレジットカード決済に加え、各種の納付方法を検討するとともに、特産品の拡充を行い、様々なイベントなどで周知を図る等、さらなる寄附金の増加を目指します。

(3) 適正な債権管理の推進

① 各種税金の収納率の維持および向上

- 税負担の公平性や税収入の安定確保の観点から取り組んできた収納率の向上については、一定の水準に達しているため、この収納率の維持と向上に努めます。また、税金の用途を市の広報などに掲載するとともに滞納整理の状況も継続して掲載し、納税意識の啓発と向上に努めます。

② 未収金の解消

- 市営住宅家賃、上下水道料、保育料なども、納入指導、訪問等を行い、未収金の縮減に取り組むとともに、市税徴収のノウハウを各種債権の徴収に応用し、税以外の公債権、私債権についても職員が支払督促などの法的措置などを行えるよう連携を図ります。また、連帯保証人および保証人への徴収・催告についても積極的に行います。

(4) 外郭団体等の見直し

① 社会福祉協議会の経営の見直し

- 社会福祉協議会の経営について、収益性のある事業の導入を含め、経営の見直しが行えるよう支援を行います。

② 外郭団体（社会福祉協議会等）への職員派遣の見直し

- 社会福祉協議会等へ職員派遣を行っていますが、ヒアリング調査を行い、必要人員の把握を行い、可能な範囲で縮減を検討し、将来的には派遣の廃止を検討します。

③ 土地開発公社の廃止

- 平成32年度の土地開発公社の廃止を目指し、必要な法制面、財政面の整備を着実に進めます。

(5) 経費節減等による健全な財政運営

① 財政の効率化・健全化

- 中長期財政計画を定め、各種財政指標に数値目標を設定し、的確な財政運営を行います。財政情報については、わかりやすく公表します。

② 経常経費の節減

- 歳出の抑制を図るため、事務処理コストをはじめ経常経費の節減に努めます。

③ 補助金及び負担金の見直し

- 現在ある補助金および負担金について、その必要性を判断し、縮減および削減が可能か検討します。また、3年毎の見直しサイクルの確立を目指します。

(6) 特別会計等の経営健全化

① 効率的運営と透明性の確保

- 特別会計の事業ごとに今後の事業のあり方、方向性を見極めながら経営改善・効率化に努めます。
- 経営状況、財政状況の透明性を向上させます。

② 水道事業

- 衛生・安全に配慮しつつ、コスト削減に取り組み、より一層計画的、効率的な事業運営を図ります。
- 水道使用料については、維持管理費等の必要経費を考慮するなかで、定期的な見直しを検討するとともに収納率の維持、向上を図ります。

③ 下水道事業

- 地性や生活環境を考慮し、事業内容・計画等を総合的に見直し、合併浄化槽の活用も含め総合的な生活排水処理を行います。
- 下水道の供用開始後、早期加入による利用促進を図ります。
- 下水道の使用料金については、維持管理費等の必要経費を考慮するなかで、定期的な見直しを検討します。

④ 病院事業

- 地域の医療を担う病院として、民間活力による更なる医療サービスの向上と診察機能の充実に努めます。

⑤ ぶどうの丘事業

- 企業の健全経営の側面から利益を追求しつつ、地域情報の発信、観光の拠点として引き続き産業振興に貢献するよう努力していきます。
- 甲州市勝沼ぶどうの丘事業経営戦略に基づき、健全経営体制の構築へ向け取組を継続します。

⑥ 国民健康保険事業

- 国民健康保険事業をより安定的に運営していくため、生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点を置いた訪問指導や教室などの事業に取り組みます。
- 「国民健康保険税滞納者対策実施要領」に沿って、滞納者の減少に努めます。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進の啓発と、適正な受診に向けた保健指導・勧奨を行います。
- 平成29年度に予定されている国民健康保険事業の山梨県域保険者一元化について、関連部署と連携を取る中で、システム整備などの業務が滞りなく推進できる体制を構築し、計画的に移管業務を進展します。（平成30年度に一元化完了のため取組終了）

⑦ 介護保険事業

- 高齢者が要介護状態とならず、住みなれた地域で安心して生活できるよう介護予防事業等に取り組むことで、介護給付費増加を抑制します。

⑧ 訪問看護事業

- 引き続き安定した運営を行い、高齢者などが住みなれた地域や家庭で療養できるよう支援します。
 - 訪問看護のさらなる充実を図るため、民営化も含め、事業のあり方の検討を行います。
- （検討の結果、平成30年度をもって事業廃止としたため⑧訪問看護事業の2項目について取組終了）

資 料 編

第三次甲州市行政改革大綱中間見直しの経過

○平成30年 5月14日 第1回甲州市行政改革推進本部会議

第三次行政改革大綱中間見直しの基本方針（案）とスケジュールについて

○平成30年 5月22日 第1回甲州市行政改革推進委員会

第三次行政改革大綱の中間見直しについて

◎平成30年 5月22日 市長から甲州市行政改革推進委員会へ諮問

○平成30年 7月31日 第2回甲州市行政改革推進委員会

第三次行政改革大綱の中間見直し（案）について

○平成30年 9月 4日 第3回甲州市行政改革推進委員会

第三次行政改革大綱の中間見直し（案）について、平成30年5月22日付け甲州市行政改革推進委員会への諮問に対する答申書（案）について

◎平成30年 9月 4日 甲州市行政改革推進委員会から市長へ答申

○平成30年11月26日 第2回甲州市行政改革推進本部会議

第三次行政改革大綱の中間見直し（案）について

○甲州市行政改革推進本部設置要綱

平成 17 年 12 月 13 日

訓令第 17 号

第 1 条 社会経済情勢の変化と地方分権の時代に対応することができる市行政を目指し、簡素で効率的な行政システムの確立を図るため、甲州市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び見直しに関すること。
- (2) 行政改革実施計画に関すること。
- (3) 行政システムの再構築及び行政改革の推進に関すること。

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、甲州市庁議等に関する規程(平成 22 年甲州市訓令第 2 号)第 3 条第 3 項に定める庁議を構成する者(市長及び副市長を除く。)をもって充てる。

第 4 条 本部長は、本部の会議を招集し、会務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部の会議は、本部員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 本部員がやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、あらかじめ本部長に届け出なければならない。

第 6 条 行政改革大綱を全庁的に推進するため、本部に行政改革専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

第 7 条 行政改革大綱の具体的事項を検討し、及び実施するため、本部に行政改革分科会(以下「分科会」という。)を置く。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

第8条 本部、専門部会、及び分科会の庶務は、財務経営課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月13日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月26日訓令第2号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月20日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の甲州市行政改革推進本部設置要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

甲州市行政改革推進本部（平成 30 年度）

氏 名	役 職	
田辺 篤	本部長	市長
芹澤 正吾	副本部長	副市長
保坂 一仁	本部員	教育長
飯嶋 喜志男	本部員	会計管理者
坂本 敏己	本部員	議会事務局長
町田 幸一	本部員	政策秘書課長
荻原 智志	本部員	総務課長
手塚 秀司	本部員	財政課長
守屋 泉	本部員	勝沼支所長
網野 光邦	本部員	大和支所長
中村 正樹	本部員	農林振興課長
村松 泰彦	本部員	教育総務課長
小澤 和仁	本部員	ぶどうの丘事務局長

甲州市行政改革推進委員会委員名簿(第6期)

氏名	役職	備考
丸山 正次	会長	山梨学院大学法学部 政治行政学科教授
雨宮 信	副会長	元甲州市役所勤務
小澤 健太郎		峡東CATV代表取締役社 長、元日本青年会議所山 梨ブロック協議会会長
三枝 貴久子		人権擁護委員、農業
坂野 さおり		子育て支援活動 在宅歯科衛生士
池田 善一		税理士
小川 通弘		オリバー製作所代表取締 役社長
堀川 清美		農業、地域活動
益田 洋美		元小学校教諭
丸山 美春		元甲州市役所勤務

第三次甲州市行政改革大綱 中間見直し基本方針

次の3点を中心に、職員自ら課題を見極め、第三次行政改革大綱の中間見直しを行う。

- (1) 平成27年度から平成29年度までの取組の成果と課題
を踏まえた検証結果の反映
- (2) 社会経済情勢の変化や各種制度改正の反映
- (3) 第2次甲州市総合計画との整合性が図られた改革内容、
数値目標の時点修正

(平成30年5月14日甲州市行政改革推進本部会議決定)

甲 州 政 第 7 0 号
平 成 3 0 年 5 月 2 2 日

甲州市行政改革推進委員会
会長 丸山 正次 様

甲州市長 田 辺 篤



諮 問 書

甲州市行政改革の推進にあたり、下記について、貴委員会の意見を求めます。

記

第三次甲州市行政改革大綱・甲州市改革推進プログラムの中間見直しについて

平成30年9月4日

甲州市長 田辺 篤 様

甲州市行政改革推進委員会
会長 丸山 正次



第三次甲州市行政改革大綱・甲州市行政改革推進プログラムの中間見直しについて（答申）

平成30年5月22日付け甲州政第70号において当委員会に諮問のあった「第三次甲州市行政改革大綱・甲州市行政改革推進プログラムの中間見直し」について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申いたします。

記

今回諮問を受けた中間見直し案については、これまでの取組の検証結果、社会経済情勢の変化や各種制度の改正、及び、第2次甲州市総合計画の内容が反映されており、また、当委員会において委員から出された意見・提案が加味され、妥当であると認めます。

今回の中間見直しを経て継続していく行政改革の取組が、「市民の視点で納得度の高い、質の高いサービスを提供するとともに、住民の福祉の増進に努めるという地方自治の基本原則に則り、市民のだれもが将来に夢と希望をもち、安心して住み続けることができる甲州市の実現」に繋がることを強く期待しています。

なお、当委員会は、次の点に留意して、今後の取組を継続していただくよう要望します。

- 1 第三次甲州市行政改革大綱策定の際に当委員会より平成27年3月27日付けで答申した内容について常に意識した上で、行政改革の取組を継続してください。
- 2 年度当初の実施計画の作成と年度末の進捗状況・検証結果の作成の際には、PDCAサイクルを充分機能させるため、数値化等の具体的な目標設定と、具体的な達成状況に基づいた進捗状況の評価を行ってください。

